

秋田県告示第147号

秋田県民会館条例（昭和39年秋田県条例第3号）第12条第2項の規定により、次のとおり秋田県民会館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県民会館の利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施設利用料

(1) 大ホール（器具を除く。）、展示室及び会議室

区分		利用料金の額								
		午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後10時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間につ き	
大ホール	入場料を徴収しない 場合	7,900円	19,300円	33,200円	33,200円	52,500円	66,400円	85,700円	7,900円	
	入場料を徴収する場 合	入場料1人 当たりの最 高額が1,00 0円以下の 場合	11,800円	29,900円	49,300円	49,300円	79,200円	98,600円	128,500 円	11,800円
		入場料1人 当たりの最 高額が1,00 0円を超え 5,000円以 下の場合	14,700円	36,400円	62,100円	62,100円	98,500円	124,200 円	160,600 円	14,700円
		入場料1人 当たりの最 高額が5,00 0円を超え る場合	24,600円	62,100円	102,800 円	102,800 円	164,900 円	205,600 円	267,700 円	24,600円
展示室		860円	2,200円	3,700円	3,700円	5,900円	7,400円	9,600円	860円	
大会議室		2,100円	5,800円	8,700円	8,700円	14,500円	17,400円	23,200円	2,100円	
会議室		310円	750円	1,300円	1,300円	2,050円	2,600円	3,350円	310円	

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に1.2を乗じて得た額とする。
- 午前9時前又は午後10時後の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義とするかを問わず、大ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

(2) 小ホール、研修室及び練習室

区分	利用料金の額								
	午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 から午後 11時まで	午後11時 後の時間 1時間につ き
小ホール	3,960円	11,300円	15,100円	11,300円	26,400円	26,400円	37,700円	7,600円	3,960円
大研修室	1,170円	3,300円	4,500円	3,300円	7,800円	7,800円	11,100円	2,300円	1,170円
中研修室	600円	1,700円	2,300円	1,700円	4,000円	4,000円	5,700円	1,100円	600円
小研修室	350円	950円	1,400円	950円	2,350円	2,350円	3,300円	630円	350円
第一練習室及び第 二練習室（一室に つき）	1時間につき								1,600円
第三練習室	1時間につき								630円

備考

- 練習室の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
 - 小ホールの使用者が500円を超える入場料（使用者が、いずれの名義でするかを問わず、小ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は小ホールの使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 2 大ホールの器具利用料

区分	使用の単位	利用料金の額	
ピアノ（調律料を除く。）	3時間以内	グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）	5,300円
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）	1,800円
映写設備	3時間以内	35ミリ用映写機一式	6,000円
		16ミリ用映写機一式	2,800円
		スライド用映写機一式	610円
		オーバーヘッドプロジェクター一式	610円
照明器具	3時間以内	ボーダーライト1列	960円
		アッパーホリゾンライト1列	730円
		ローアホリゾンライト1列	730円
		フットライト1列	610円
		シーリングスポットライト1組	960円
		サイドスポットライト1組	1,400円
		クセノンピンスポットライト1台	960円
		サスペンションライト一式	610円
		花道フットライト一式	610円
		ストリップライト1本	90円
		スポットライト1台	170円
		ベビースポットライト1台	90円
		エフェクトマシン1台	610円

		ミラーボール1台 オーロラマシン1台 ライト用スタンド1本	610円 610円 210円
特殊電源装置	3時間以内	35キロワット用 60キロワット用	640円 1,100円
コンセント	3時間以内	持込み機械器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき	170円
舞台装置	3時間以内	オーケストラピット 反響板 舞台せりあげ装置1基 金びょうぶ1双 松羽目 所作台 演台(花台及び脇台を含む。) 指揮台(譜面台を含む。)1台 司会用演台 平台1台 譜面台1台 箱足1個 開き足1台 ひもせん(座布団を含む。) 舞台幕1枚 舞台用机1基 舞台用いす1脚	3,500円 1,800円 960円 940円 940円 2,700円 600円 320円 170円 150円 50円 50円 50円 320円 600円 170円 50円
拡声装置	3時間以内	音響装置(マイク1本を含む。) マイク1本 コンパクトディスクプレーヤー1台 テープレコーダー1台 ワイヤレスマイク1本 三点つりマイク装置 エレベーターマイク装置 ステージスピーカー1組 はね返りスピーカー1台 マイク用スタンド1本	1,800円 610円 960円 960円 960円 750円 750円 1,100円 430円 100円
コントラバス用いす	3時間以内	1脚	100円
姿見	3時間以内	1台	520円
シャワー室	3時間以内		540円

備考

使用時間が3時間を超える場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額にその超える時間1時間につき当該額の2割に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。